

## 事業評価書 (事前・事後)

平成17年8月

評価対象 (事業名)	仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局勤労者生活部企画課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	4	勤労者生活の充実を図ること
	III	自由時間の充実等勤労者生活の充実を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
仕事と生活の調和の実現を図るために以下の事業を行う。				
①仕事と生活の調和推進会議の開催 労使をはじめ地域関係者の参集を求めた仕事と生活の調和推進会議を開催し、各企業における仕事と生活の調和に対する自主的な取組を促進するための方策の周知を図る。				
②仕事と生活の調和推進キャンペーンの推進				
ア 仕事と生活の調和の取れた働き方の普及促進に関するシンポジウムの開催 事業主等に対する仕事と生活の調和に資する働き方の普及に向けた意識啓発のため、全国で「仕事と生活の調和の取れた働き方の普及促進に関するシンポジウム」を開催する。				
イ 事業主団体等による仕事と生活の調和の普及啓発 仕事と生活の調和の重要性についての認識を広く国民が共有できるよう、新聞等を活用して周知広報を実施する。また、労働時間等設定改善指針の内容や仕事と生活の調和の取れた働き方の好事例について、事業主団体を通じて傘下会員企業等に情報提供する。				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H14	H15	H16	H17	H18
				456

## (3) 問題分析

①現状分析 仕事と生活の調和を図りつつ働くことを希望する者が増加する傾向にある中で、労働時間の現状を見てみると、その分布の長短二極化が進展し、長時間労働している者の割合が増加している。
---

## ②問題点

企業において、労働者一人ひとりの健康や生活に配慮した労働時間等の設定改善を行う等、仕事と生活の調和の取れた多様な働き方を実現するための取組が必要となっている。

## ③問題分析

上記問題を解決するためには、労働者一人ひとりが生涯にわたって可能な限り意欲と能力を発揮できるよう、健康や生活に配慮した労働時間等の設定改善の促進、賃金制度や福利厚生制度の改善などを進め、仕事と生活の調和の取れた多様な働き方を実施していくことが必要である。

## ④事業の必要性

仕事と生活の調和を実現するためには、労使をはじめとする国民の理解やその実現に向けた社会的機運の醸成を図ることが必要不可欠であり、そのためには仕事と生活の調和に関する周知啓発を行うことが重要である。

## (4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期				実施以降、随時効果の発現が見込まれる。		
アウトカム指標	H18	H19	H20	H21	H22	目標値/基準値
						80%
(説明) 「仕事と生活の調和推進会議」及びシンポジウムに参加した者のうち、有意義であったとする者の割合			(モニタリングの方法) アンケート調査			
アウトプット指標	H18	H19	H20	H21	H22	目標値/基準値
(説明) 「仕事と生活の調和推進会議」及びシンポジウムの開催回数			(モニタリングの方法) 労働局から報告			

## 2. 評価

## (1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 仕事と生活の調和を図るためには、仕事と生活の調和に係る国民の理解及びその実現に向けた社会的機運の醸成を図ることが必要不可欠であるが、民間に任せたまではその実現は困難であるため、国としての関与が必要である。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 労働時間分布の長短二極化の進展等、生活と調和した働き方が困難となっている状況は全国的なものであり、国として取組む必要がある。また、「子ども・子育て応援プラン」にも盛り込んでいる施策であり、少子化対策としても国としての取組が必要である。			

民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
(理由) 本事業の一部は、民間団体（事業主団体）にその実施を委託することとしている。		
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
(理由) 仕事と生活の調和を図ることは、労働者の意欲と能力を十分発揮して働ける環境の整備を国が施策として緊急に取り組むことが必要な事業である。		

## (2) 有効性

政策効果が発現する経路
① 各事業の実施 ② 労使及び地域の関係者の仕事と生活の調和推進会議及びシンポジウムへの出席、事業主団体による傘下会員企業への好事例等の情報提供 ③ 仕事と生活の調和に対する関係者の理解の進展 ④ 仕事と生活の調和に対する社会的機運の醸成 ⑤ 仕事と生活の調和の取れた働き方の実現
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
仕事と生活の調和を実現することにより、働く者の意欲と能力を十分発揮し充実した人生を送ることが可能になるとともに、社会全体として企業活力の向上、家庭生活の充実及び地域社会の活性化が図られる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

## (3) 効率性

手段の適正性	
仕事と生活の調和を図るためには、労使をはじめとする国民の理解や社会的な機運を醸成することが重要であり、労使等を対象に周知啓発を行う本事業は手段として適正である。	
費用と効果の関係に関する評価	
本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図っている。また、仕事と生活の調和を図るためには、全国一律の周知啓発を行うだけでなく、地域の実情やその地域の産業構造等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での周知啓発も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できるところである。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
(有の場合の整理の考え方)	

## (4) その他

なし
----

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成18年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

仕事と生活の調和キャンペーンの実施については、「子ども・子育て応援プラン」に記載されているところである。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（骨太の方針2005）においても「仕事と家庭・子育ての両立など仕事と生活のバランスを取りつつ、意欲と能力に応じた多様な働き方ができるよう。中小企業に配慮しつつ、環境整備の推進など官民挙げての国民的な運動として取り組む」と明記されているところである。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

なし